

○内閣府令第四十七号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特例対象会社)</p> <p>第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(特例対象会社)</p> <p>第三十四条の二十三の二 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p>	<p>(特例対象会社)</p> <p>第十七条の七の三 〔同上〕</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(特例対象会社)</p> <p>第三十四条の二十三の二 〔同上〕</p>

<p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 「イ・ロ 略」</p> <p>二 「略」</p> <p>「2」4 略」</p>	<p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 「イ・ロ 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「2」4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第二条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特例対象会社)</p> <p>第十六条の二の三 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(特例対象会社)</p> <p>第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。</p>	<p>(特例対象会社)</p> <p>第十六条の二の三 〔同上〕</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(特例対象会社)</p> <p>第二十五条の五の三 〔同上〕</p>

<p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 「イ・ロ 略」</p> <p>二 「略」</p> <p>「2」4 略」</p>	<p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 「イ・ロ 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「2」4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(特例対象会社)</p> <p>第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）<u>第二十二條第一項第六号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p>
改正前	<p>(特例対象会社)</p> <p>第六十九条の二 〔同上〕</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）<u>第二十二條第一項第八号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(特例対象会社)</p> <p>第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等(令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p style="padding-left: 2em;">【イ・ロ 略】</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(特例対象会社)</p> <p>第九条の二 〔同上〕</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p style="padding-left: 2em;">【イ・ロ 同上】</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第五条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第一号、第二号イ及びハ、第三号、第七号並びに第八号に掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>〔十の二〇二十七 略〕</p> <p>〔二〇一二 略〕</p>	<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第一号、第二号イ及びハ、第三号、第五号、第九号並びに第十号に掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>〔十の二〇二十七 同上〕</p> <p>〔二〇一二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。